

「人権尊重都市品川宣言」は
制定30周年を迎えます

5月1日から7日は憲法週間です

平成5(1993)年4月28日、品川区は都内で唯一「人権尊重都市品川」を宣言しました。そして、平和で心豊かな人間尊重の社会の実現をめざし、様々な機会を通してこの宣言の普及を図りながら、人権尊重に関する啓発に取り組んできました。今年、「人権尊重都市品川宣言」の制定から30年という節目の年を迎えます。区では引き続き、差別のない平和で心豊かな地域社会をめざし、様々な啓発事業に取り組んでいきます。

さて、5月3日の「憲法記念日」を含む1週間は憲法週間です。憲法記念日は、昭和22(1947)年5月3日の「日本国憲法」施行を記念して定められました。憲法第11条では「基本的人権の尊重」がうたわれており、誰もが自分らしくいきいきと安心して暮らしていくためには、一人ひとりが人権を尊重することの重要性を正しく理解するとともに、相手の気持ちを考え、思いやりの心を持って行動し、自分の権利だけでなく、他人の権利も認め合うことが大切です。

区では、5月11日に「憲法週間講演会」を開催します。これを機会に、人権の大切さについて改めて考えてみませんか。

人権尊重都市品川宣言

人間は生まれながらにして自由であり、平等である。いかなる国や個人も、いかなる理由であれ絶対にこれを侵すことはできない。

幾多の試練と犠牲のもとに日本国憲法と世界人権宣言はこの人類普遍の原理をあらわし人権の尊重が国際社会の責務であることを明らかにした。

今日、我が国社会の実情はいまだに差別意識と偏見が人々の暮らしの中に深く根づき部落差別をはじめ障害者、女性、先住民族、外国人への差別などどれほど多くの人間が苦しんでいることか。

人間がつくりあげた差別は人間の理性と良心によって必ずや解消できることを我々は確信する。

平和で心豊かな人間尊重の社会の実現をめざす品川区は「人権尊重都市品川」を宣言し差別の実態の解消に努め人権尊重思想の普及啓発と教育を推進することここに誓う。

一九九三年(平成五年)四月二十八日

人権尊重都市品川宣言30周年記念

憲法週間講演会

5月11日(木) 午後1時開演
(午後0時30分開場)

※座席は指定となりますので、開場時間を目安にお越しください。
※内容が変更となる場合があります。



講演

「ハンセン病に学ぶ日本の差別」

講師 藪本 雅子(フリーアナウンサー・記者) ※手話通訳・字幕付き。

●申込方法 ●会場参加=4月17日(月)(必着)までに、往復はがき(1枚1人まで)※で郵便番号、住所、氏名(ふりがな)、電話番号を人権啓発課(☎140-0013南大井3-7-10)へ

○手話通訳・字幕希望の方は「手話・字幕希望」、車いすの方は「車いす利用」、介助が必要な方は「介助者あり」とし、介助者の郵便番号・住所・氏名(ふりがな)・電話番号も記入してください。

※託児なし。 ※結果発送は4月末を予定。

●オンライン参加=5月8日(月)までに、区ホームページ(トップページ・メニュー>区政情報>人権・平和・男女共同参画>人権啓発)から申し込み

※お申し込み時に入力いただいたEメールアドレス宛てに、オンライン参加のURLとパスワードをお送りします。

会場 きゅりあん小ホール(大井町駅前)

会場参加 300人(抽選)

オンライン参加 200人(抽選)

※通信環境が整ったパソコンまたはスマートフォンで、Zoomアプリを使って視聴。

返信(表)

63円 往復	140-0013 品川区南大井3-7-10 品川区総務部 人権啓発課宛
-----------	--

返信(裏)

こちらには
記入しないでください

返信(表)

63円 返信	000-0000 申込者の住所 (返信先) 申込者氏名様
-----------	---------------------------------------

返信(裏)

講演会申し込み
●郵便番号
●住所
●氏名(ふりがな)
●電話番号
※「手話・字幕希望」「車いす利用」等(介助が必要な場合)介助者の郵便番号・住所・氏名(ふりがな)・電話番号をご記入ください。

※ 2人以上の申し込みは抽選の対象になりません(介助者を除く)。

今年は「人権尊重都市品川宣言」制定30周年、そして「世界人権宣言」制定75周年の節目の年です。

区はこれまでも、「人権尊重都市品川宣言」を様々な施策の中に生かしながら、人権啓発や人権教育を推進してきました。しかし残念なことに、子どもや高齢者への虐待、配偶者などからの暴力、障害がある方や外国人に対する偏見、被差別部落出身の方や性的マイノリティの方に対する差別など、私たちの身のまわりには様々な人権問題があります。最近では、インターネット上に差別的な書き込みが氾濫するなど、人権問題はより複雑化し、多様化しています。

「人権尊重都市品川宣言」に込められた思いを胸に、私たち一人ひとりが人権を尊重することの重要性を正しく認識し、他人の人権に配慮した行動がとれるよう、相手の気持ちを考え、思いやることの大切さを認識していきましょう。人権問題の解決は、私たち一人ひとりの意識や行動から始まります。

区ホームページでは「人権尊重都市品川宣言」について、詳しく掲載しています。



許さない! 部落差別

日本社会の歴史的過程の中で形づくられた身分制度や、歴史的・社会的に形成された人々の意識に由来する差別が、様々な形で現れる日本特有の重大な人権問題です。被差別部落出身というだけの理由で就職や結婚をはじめ、日常生活の中で様々な差別を受けている人々があります。それらの人々が住まわされていた場所を「被差別部落(同和地区)」、それらの人々に対する差別が「部落差別」といわれています。

こうした中、平成28(2016)年12月に「部落差別解消推進法」が施行されました。現在もなお部落差別は存在しており、その差別の解消は日本の課題であることが明記されています。また、令和4(2022)年は、被差別部落の方たちが差別のない自由で平等な社会を訴えて、「全国水平社」を創立してから100周年を迎えました。しかし、インターネット上で差別を助長する内容の書き込みがされるなど、今もなお差別が起きています。

当時の人々に思いを馳せ、安心して暮らせる差別のない社会をめざすにはどうしたらよいか、私たち一人ひとり考えることが必要です。



人権に関する法律をご存じですか

平成28(2016)年に差別を解消するための3つの法律が施行されました。さらに令和元(2019)年にも新たに法律が施行されました。

障害者差別解消法

(2016年4月施行)

全ての人が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現をめざす法律です。

ヘイトスピーチ解消法

(2016年6月施行)

日本に住む日本以外の出身者や子孫に対する差別意識を助長・誘発し、地域社会から排除することをせん動する不当な差別的言動の解消をめざす法律です。

部落差別解消推進法

(2016年12月施行)

現在もなお部落差別が存在し、情報化の進展に伴ってその状況の変化が生じていることを踏まえ、「部落差別は許されないもの」という認識のもと、部落差別のない社会をめざす法律です。

アイヌ施策推進法

(2019年5月施行)

先住民族であるアイヌの人々が民族の誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現を図ることで、全ての国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現をめざす法律です。

考えよう人権のこと



許さない! 戸籍・住民票の不正取得

【問い合わせ】 戸籍住民課証明交付係(☎5742-6659 Fax5709-7625)

国家資格を持つ弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士の8士業には、依頼者に代わり当該請求者の職印を押した「職務上請求用紙」を使って、戸籍証明などを請求することが国により認められています。この職務上の権限を悪用し、戸籍証明や住民票を本来の業務とは無関係な目的で大量に不正取得し、売買するなどの事件が後を絶ちません。

こうして不正に取得された個人情報が、悪質な業者による身元調査などに悪用される可能性があります。個人情報の不正取得は、部落差別(同和問題)などの人権問題やプライバシーの侵害につながる行為であり、断じて許されるものではありません。また、このように正当な理由なく個人情報の不正取得を依頼する行為や、それを請け合う行為自体が、差別やプライバシーの侵害につながることを正しく理解し、誰もが依頼しない・させない、そして許さない社会をめざして、区は引き続き啓発に努めていきます。

個人情報保護のため審査を厳格に行います

区では、戸籍証明などの発行に際して、交付請求者の本人確認を行うとともに、その請求理由などの審査を厳格に行い、個人情報の保護に努めています。また、これまでの不正の事例を踏まえ、疑いのある交付請求については交付システムにて警告が出るなど、審査体制を整えています。さらに、不正取得を行った士業者に対しては、区からも申し入れを行います。

偽造有印私文書行使罪(刑法第159条、161条): 3月以上5年以下の懲役
不正手段により戸籍謄本等の交付を受けた者に対する罰則(戸籍法第135条): 30万円以下の罰金

不正請求事件に対する基本方針について

区では、職務上請求用紙を悪用した不正請求に対し、厳格な対応を行うため基本方針を定めています。不正請求の事実が確定した場合、被害者へ不正請求の事実を告知し、さらに不正請求を行った者が所属する団体に対し、法令遵守および再発防止策の強化を要請します。

4月1日より「東京都パートナーシップ宣誓制度」の活用を開始しました

東京都では、『東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例』に基づき、4年11月1日より「東京都パートナーシップ宣誓制度」の運用を開始しました。

品川区では、性的マイノリティの方への支援の一環として、パートナーシップ関係にある方の生活上の不便を軽減し、性別によらず誰もが暮らしやすい環境につなげていくため、「東京都パートナーシップ宣誓制度」の受理証明書を活用した行政サービスの提供を開始します。



詳しくは
区ホームページを
ご覧ください



【問い合わせ】 男女共同参画センター(☎5479-4104 Fax5479-4111)

人権尊重の社会を築くために

人権啓発・社会同和教育講座

毎年秋に開催する「人権啓発・社会同和教育講座」は、人権尊重都市品川宣言の理解促進を目的に、身近な題材から様々な人権について学ぶ機会としています。

昨年の講座Ⅰは、「楽器と人権～生演奏で心を見つめる～」をテーマに、当事者の悲痛な叫びと生演奏が奏でるハーモニーの調和を感じていただく機会として計4講座を開催しました。受講者からは「文化的側面から人権を考える大変よい機会となりました」

「一人ひとりの大切さを改めて考えさせられました」などの感想が寄せられました。また、講座Ⅱでは、都職員の出張講座として「と畜の仕事～知ることから始まる～」をテーマに、東京都中央卸売市場芝浦と場の職員の生の声や貴重なDVD資料を視聴しました。人権が尊重される社会をめざして、今年も9月から11月にかけて「人権啓発・社会同和教育講座」を開催する予定です。皆さんの積極的な参加をお待ちしています。

【問い合わせ】 文化観光課生涯学習係(☎5742-6837 Fax5742-6893)

問い合わせ／品川区人権啓発課(☎3763-5391 Fax3768-5092)



古紙を配合した再生紙を使用しています